

□非常勤職員の賃金・労働条件の改善を

この間、千代田区のみならず、多くの自治体で、職員数減らしとして正規職員に変えて、非常勤職員を雇用している。

しかしながら、依然として、非常勤職員の賃金・労働条件は、正規並みの仕事をさせられている割には、低く抑えられている。今、格差社会としての問題が言われているなか、自治体の非常勤職員の低賃金もその一端を担っているといえる。

区職労は、以前から非常勤職員の抜本的な賃金・労働条件の改善を求めている。特に、非常勤職員が多く配置されている保育園や児童館からの改善要求は強く、人員配置交渉のたびに改善要求を行っている。そうした運動が反映し、ここ1、2年区議会などでも議論されており、区当局もようやく重い腰を上げ、検討に入っているという。

そこで、労働者の立場に立った視点で、非常勤職員の賃金・労働条件を考えてみたい。

1、正規職員との賃金格差

非常勤職員が従事している勤務内容が正規職員とほとんど変わらない実態がありながら、何年勤続しても正規職員の初任給程度に据え置かれている現状がある。まず、同一労働同一賃金、均等待遇を基本に据えた賃金を保障するのがまず、第1である。

2、諸手当について

非常勤職員には、通勤手当、一時金、退職金などの諸手当が支給されていない。この点では、当該職員の要求は強いものがある。

ところが、地方自治法第203条が非常勤職員に対して支給されるのは「報酬」だとし、「常勤の職員」に支給される「給料、手当、旅費」と用語を区別していること、条例で非常勤職員に手当などの給付が定められないとしていることから、通常の給料体系とは別枠で扱われ、実質的には「正規職員」と同じ仕事をしながらも低賃金に抑えられ、諸手当も支給されていない。

しかし、地方自治法第203条が、通勤手当や一時金などの諸手当の支給を禁じたものとは考えられない。民法上も雇用契約において労働の対価として支払われるのは「報酬」である。これは労働基準法でいう「賃金」と同義であり、そこには諸手当が含まれている（労働基準法第11条は、賃金の定義につき、名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう、と定めている）。地方自治法第203条にいう「非常勤職員」も労働基準法上の労働者であることから、同条にいう「報酬」も労働基準法上の「賃金」と同義と解される。また、一時金、退職金の法的性質は賃金の後払いと解されている。そうだとすれば、同条は、諸手当、一時金、退職金もすべて、「報酬」の一形態として、支払われるべきことを予定しているといえる。

特に一時金については、国家公務員の非常勤職員について支払われていることを大いに留意すべきである。

3、常勤的非常勤職員には地方自治法第204条が適用されるべき

地方自治法第203条の「非常勤の職員」とは、議会の議員、委員会の委員といった例示から明らかとなっており、いわば名誉職的なものが想定されている。正規職員と同等の仕事をしている非常勤職員は、通常の正規職員と同様、労働基準法第204条の「常勤の職員」に該当し、「給料および諸手当」が支払われるべきものとするのが妥当といえる。

4、退職金について

退職金について、一般的な考え方では、一定の継続勤務が前提となっている制度であるから、非常勤職員には支払われるべきではないとなっている。

しかし、任用の形式はともかく、常勤的かつ実質的に長期にわたって任用関係が継続していると見られる場合には、当然支払われるべきである。

5、通勤手当について

一般に、通勤手当は諸手当に含まれるが、その実質は実費弁償にはほかならないから、地方自治法第203条の「費用弁償」（旅費・日当）に該当するといえるのではないかと。

そうした中で、旧自治省は、非常勤の職員が勤務のためその者の住所と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等（通勤費用）が、「費用弁償」として支給されるべきことを明らかにした。（平成8年3月13日給与課決定）

6、非常勤職員にも昇給制度が設けられるべきである

非常勤職員が低賃金に抑え込まれている理由のひとつは、昇給制度がないことである。非常勤職員を昇給制度から排除する合理的な根拠はまったくない。なお、一部の自治体では、昇給制度を実施している例がある。また、ILO「パートタイム労働に関する勧告」では「パートタイム労働者の訓練、昇進のチャンス」の保障を謳っている。

7、その他の勤務条件、福利厚生等の待遇について

非常勤職員は、正規職員と比較して、勤務時間が相対的に短時間であるという以外に、差別的な取り扱いをする合理的な理由はない。したがって、各種休暇、育児休業、介護休業、福利厚生などの条件整備は必要である。

ILO パート労働条約では、フルタイム労働者と同一の母性保護、年次有給休暇、疾病休暇等、同等な条件を保障すべきとしている。

以上のように、非常勤職員の賃金・労働条件については、国内外の法律に照らしても、改善が求められるものである。

また、貧困と格差の改善が日本社会の重要な課題となっている今日、自治体当局が、この課題と真剣に立ち向かうために、年収300万円以下の低賃金労働者をつくらないことが重要な時期にきているといえ、千代田区が日本全国に発信していくことが必要と考えるものである。